令和９年度宮城県立秋保かがやき支援学校高等部普通科入学者募集要項

宮城県立秋保かがやき支援学校

Ⅰ　第一次募集

１　募集学科、学年及び定員

普通科　第１学年　１１名

２　出願資格

学校教育法施行令第２２条の３に規定する程度の知的障害（※１）がある者で、令和９年３月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者。

（※１）「学校教育法施行令第２２条の３に規定する程度の知的障害」

一　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの。

二　知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。

（注）
通常の学級又は特別支援学級（知的障害以外）に在籍している志願者については、知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）又は市町村教育委員会教育長の証明書を出願書類に添付すること。市町村教育委員会教育長の証明書には、就学支援委員会が知的障害があると判断したことを証明する資料を添付すること。

※特別支援学校を志願する者は、原則として事前に教育相談を受けることとなっております。出願に際し、本校高等部普通科の教育相談を受けていない場合は、早急に御連絡ください。

３　出願制限

（１）　出願できる県立特別支援学校高等部は一つの学校に限るものとする。

（２）　県立高等学園等の第一次募集を受検し合格していない者は、県立高等学園等の第二次募集と県立特別支援学校高等部の第一次募集を併願することができる。

（３）　県立高等学園等の第二次募集に合格した者は、県立特別支援学校高等部の第一次募集を受検することはできない。

（４）　秋保かがやき支援学校高等部普通科に合格した場合は、公立高等学校への出願は認めない。

４　出願手続

（１）　出願書類

ア　出願者一覧表（本校所定のもの、パソコン作成も可とする。）・・・・様式Ａ

イ　入学願書（本校所定のもので、手書きで記入する。）・・・・・・・・様式Ｂ

ウ　調査書（本校所定のもの、パソコン作成も可とする。）・・・・・・・様式Ｃ

エ　顔写真１枚（上半身正面、無帽、最近３か月以内に撮影したもの、縦４㎝×横３㎝、カラー、白黒問わず、写真の裏に氏名、学校名を記入すること。入学願書貼付写真とは別。）

該当する場合に提出するもの	
知的障害学級に在籍していない場合	①知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等） ②市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が知的障害があると判断したことを証明する書類を添付した市町村教育委員会教育長の証明書 ※①、②のいずれかの書類

県外からの出願の場合 （５　県外からの出願参照）	県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（様式第２号）
調査書の内容に記入しきれない場合	副申書
郵送による出願の場合	長形３号の封筒１通（受検票送付用封筒）
選考結果及び合格通知の郵送を希望する場合	角形２号の封筒１通（結果通知書送付用封筒）

※療育手帳の写しは、表紙及び本人の欄だけでなく、次回判定日が分かる判定の記録欄も必要です。

（２）出願書類の受付

ア　出願期間

令和８年１２月２１日（月）から令和８年１２月２５日（金）までとする。受付時間は、午前９時から午後４時までとする。郵送する場合においても、令和８年１２月２５日（金）の午後４時まで必着のこと。

イ　提出方法

志願者は、４出願手続き（１） の出願書類を、出身学校の校長（以下「出身学校長」という。）を経て提出する。提出方法は、直接持参又は郵送とする。

郵送の場合は簡易書留とし、封筒の表に「入学願書在中」と朱書きし、受検票送付用封筒を同封すること。

ウ　出願場所　宮城県立秋保かがやき支援学校　事務室

受検票送付用封筒
・長形３号（縦２３５mm×横１２０mm）とし、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付すること。
・出身学校長名、住所、郵便番号を明記すること。
・出願者が複数いる場合でも返信用封筒は１通でよい。

《提出先》〒９８２－０２４１　仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙２０番地
宮城県立秋保かがやき支援学校長　宛

５　県外からの出願

（１）　出願資格と出願承認の申請

ア　他の都道府県に住所を有する者

イ　他の都道府県の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業した者若しくは令和９年３月卒業見込みの者

ウ　中等教育学校の前期課程を修了若しくは令和９年３月修了見込みの者

エ　上記に該当し、やむを得ない理由（※）により秋保かがやき支援学校高等部普通科に出願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認願等の書類を宮城県立秋保かがやき支援学校長に提出し、承認を得なければならない。

※　前記の出願資格において審査が困難な場合は、県立特別支援学校長はあらかじめ県教育委員会と協議を行うものとする。

※　「やむを得ない理由」については、「令和９年度宮城県立特別支援学校高等部（知的障害）入学者選考要項（１１～１２ページ）」を参照すること。

（２）　出願書類と出願承認手続

ア　出願承認のために必要な書類

① 県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願（様式第１号）
② 秋保かがやき支援学校高等部普通科に志願する理由を証明する書類（住居に関する証明書、転勤・在勤等を証明する書類等）

イ　県外からの出願承認手続きの受付期間は、令和８年１１月１１日（水）から令和８年１２月４日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。なお、出願承認手続

きは、遅滞なく行うこと。

ウ　出願承認のために必要な書類を郵送する場合

「県外出願承認願在中」と朱書し、郵送すること。また、その際は、承認書送付用封筒（長形３号）１通に簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号を明記し、秋保かがやき支援学校長へ郵送すること。

エ　秋保かがやき支援学校長は、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願（様式第１号）を審査し、やむを得ない理由があると認めた場合は、出身学校長に対して、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（様式第２号）を交付する。

オ　出願の承認を受けた者は、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（様式第２号）を出願書類に添え、出身学校長を経て秋保かがやき支援学校長に提出すること。

６　出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願取消し届（様式第３号）により出身学校長を経て、速やかに秋保かがやき支援学校長に届け出るとともに、受検票を返還する。なお、県立支援学校高等学園等の第二次募集に合格した場合の出願取消しの流れは、「令和９年度宮城県立特別支援学校高等部（知的障害）入学者選考要項（２４ページ）」を参照すること。

７　入学者選考について

（１）　日　時　令和９年１月１５日（金）　午前９時３０分から午前１０時４０分まで【１班】
　　午前８時３０分から午前１１時２０分まで【２班】
　　※追検を実施する場合　　令和９年１月１９日（火）

（２）　会　場　宮城県立秋保かがやき支援学校（仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙２０番地）
　　電話番号：０２２－３５４－８１０２

（３）　内　容

・普通科入学者選考に当たっては、生徒の実態に応じて【１班】【２班】に分けて、諸検査を実施する。
・主に重複障害生徒を対象とした自立活動中心の教育課程（Ａ課程）履修予定者に対しては、面接検査を実施する。【１班】
・主に単一障害生徒を対象とした教科指導中心の教育課程（Ｂ課程）履修予定者に対しては、諸検査（総合検査と作業能力検査）と面接検査を実施する。【２班】

（４）　日　程

【１班】

検　査　内　容	時　　間
受　付	９：３０～１０：００
点呼及び検査上の諸注意（１０分）	１０：０５～１０：１５
面接検査（※保護者同伴、１人あたり７分）	１０：２０～１０：４０
各諸検査終了	個別面接終了、各自解散

【２班】

検　査　内　容	時　　間
受　付	８：３０～　９：００
点呼及び検査上の諸注意（１５分）	９：０５～　９：２０
総合検査（１５分）	９：２５～　９：４０
休憩	９：４０～　９：５０
作業能力検査（１５分）	９：５０～１０：０５
休憩　移動	１０：０５～１０：２０
面接検査（※保護者同伴、１人あたり７分）	１０：２０～１１：２０
各諸検査終了	個別面接終了後、各自解散

（５） 選考方法

諸検査等の結果及び調査書等の内容を総合的に判断し、本校の教育を受けることが適切かどうかを検討して選考する。

（６） 携行品

・受検票　・鉛筆（シャープペンシル可）　・消しゴム　・定規　・上履き

（７） 保護者へのお願い

ア　受付時には、保護者が同伴すること。

イ　受検者が携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等を検査会場に持ち込むことができないことを、事前に受検者本人と確認しておくこと。

８　追検による選考の実施

（１） 第一次募集選考日当日にやむを得ない事由により受検ができなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。

（２） 追検による選考は、第一次募集選考日当日に諸検査等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

ア インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者

イ その他やむを得ない事由のある者

（３） 第一次募集選考日当日において、諸検査等のうち一つでも受検した場合には、秋保かがやき支援学校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断することとする。

（４） 追検による選考における諸検査等は、第一次募集選考に準じて実施する。

（５） 実施上の手続きは以下のとおりとする。

ア 受検できなくなった受検者は、出身学校長へ速やかに連絡する。

イ 出身学校長は、追検の必要があると認めた場合、選考日当日の午後４時までに本校へ電話等で連絡する。

ウ 出身学校長は、令和９年１月１８日（月）午後５時までに、追検による選考申請書（様式第７号－１）に証明書類等を添えて秋保かがやき支援学校へ持参又は郵送する。

エ 秋保かがやき支援学校長は申請書類を審査し、追検による選考の可否を判断し、追検による選考受検許可証（様式第７号－２又は４）を出身学校長宛てに送付する。

オ 追検を認められた受検者は、当日、受検票及び追検による選考受検許可証の写しを提示する。

カ 関係書類は、緊急性に鑑み、まずＦＡＸ等で送付し、その後速やかに正式文書を持参又は郵送する。

９　合格者の発表及び通知

（１） 合格発表

ア　日　　時：令和９年１月２１日（木）　午後３時

イ　場　　所：宮城県立秋保かがやき支援学校　正面玄関前

ウ　発表方法：受検番号を掲示する。また、秋保かがやき支援学校ウェブページに合格者の受検番号を掲載する。電話等の問合せには対応しない。

（２） 合否結果通知書（入学手続に関する書類を含む）

ア　出身学校長を経て本人に通知する。

イ　結果に係る通知書の郵送を希望する場合は、次の結果通知書送付用封筒を、出願書類に同封すること。

結果通知書送付用封筒
・角形２号（縦３３２ｍｍ×横２４０ｍ）とし、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付すること。
・出身学校長名、住所、郵便番号を明記すること。
・出願者が複数いる場合でも返信用封筒は１通でよい。

10　入学者の辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届【様式第４号】により出身学校長を経て秋保かがやき支援学校長に届け出ること。

11　学力検査教科別得点の簡易開示

秋保かがやき支援学校高等部普通科では教科別の学力検査を実施していないため、開示する教科別得点はない。

12　その他

（１）　諸検査等の実施上、身体上のこと等で特に配慮を要する場合は、出願期間前のできるだけ早い時期に、出身学校長から秋保かがやき支援学校へ電話等で連絡・調整し、受検上の配慮申請書（様式第８号－１）により申請すること。配慮内容は県教育委員会との協議を経て決定し、受検上の配慮通知（様式第８号－２）により通知する。

（２）　出願書類（様式Ａ～Ｃ）は本校ウェブページからダウンロードすること。県の各種申請書類については「令和９年度宮城県立特別支援学校高等部（知的障害）入学者選考要項」及び巻末の各種様式を参照すること。

（３）　合格した生徒に関する資料の送付について、出身学校長は、合格した生徒に関する以下の資料を、秋保かがやき支援学校長宛てに親展扱いで持参又は簡易書留により郵送すること。

提出期限：令和９年３月１９日（金）

・指導要録抄本又は原本の写し
・児童生徒健康診断票（一般）及び児童生徒健康診断票（歯・口腔）
・個別の教育支援計画の写し（中学３年生時に作成したもの）
・個別の指導計画の写し（中学３年生時に作成したもの）

＊通常の学級に在籍の場合は不要

（４）　入学者選考に関して不明な点は、下記担当まで問い合わせること。

Ⅱ　第二次募集

１　第一次募集の合格者数が募集定員に満たない場合は、第二次募集を行う。

２　第二次募集を行う場合、出願期間、選考方法及び合格者の発表日については、別に定め公表する。

【問合せ先】
宮城県立秋保かがやき支援学校担当　教　　頭　熊谷　恭
主幹教諭　横山　繁徳
〒982-0241　仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙２０番地
TEL　：022(354)8102　FAX：022(354)8305
mail：akiu-kagayaki-kyomu@od.myswan.ne.jp
URL　：http://akiu-kagayaki.myswan.ed.jp/

※【参考】郵便料金

区分	重量	基本料金	速達・簡易書留	合計
定形郵便物	５０ｇ以内	１１０円	３００円・３５０円	７６０円
定形外郵便物（規格内）	５０ｇ以内	１４０円		７９０円
	１００ｇ以内	１８０円		８３０円
	１５０ｇ以内	２７０円		９２０円
	２５０ｇ以内	３２０円		９７０円

（例１）　郵送により出願する場合（２人出願する場合）
・長形３号封筒　：約１０ｇ
・中学校宛ての通知（２枚）　：約　４ｇ×２＝８ｇ
・受検票　：約　２ｇ×２＝４ｇ
計約２２ｇ→簡易書留速達料金７６０円

（例２）　合否通知書の郵送を希望する場合（１人出願する場合）
・角形２号封筒　：約２０ｇ
・中学校宛ての通知（３枚）　：約　４ｇ×３＝１２ｇ
・受検生及び保護者宛の通知等：約４５ｇ
計約７７ｇ→簡易書留速達料金８３０円

※郵便料金は変更される場合があるため、発送時に最新の料金を確認すること。